平成24年第4回定例会 斑 鳩 町 議 会 会 議 録

平成24年12月3日 午前9時30分 開会 於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員(15名)

1番 宮崎和彦

3番 中川靖広

5番 伴 吉晴

7番 嶋 田 善 行

9番 中西和夫

11番 飯 髙 昭 二

13番 里川 宜志子

15番 木田守彦

2番 小 林 誠

4番 吉野俊明

6番 紀 良治

8番 小野隆雄

10番 坂口 徹

14番 木澤正男

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 藤原伸宏

係 長

副

安藤 容子

1,地方自治法第121条による出席者

町 長 小 城 利 重教 育 長 清 水 建 也

総務課長 黒崎益範

税務課長加藤惠三

福祉課長植村俊彦

健康対策課長 西梶浩司

住 民 課 長 清 水 昭 雄

建設課長川端伸和

都市整備課長 井 上 貴 至

教 委 総 務 課 長 西 川 肇

上下水道部長 谷口裕司

町 長 池 田 善 紀

総務部長西本喜一

企画財政課長 西 巻 昭 男

住民生活部長 乾 善 亮

国保医療課長 寺田良信

環境対策課長 栗本公生

都市建設部長 藤川 岳志

観光産業課長 清水修一

会 計 管 理 者 野 﨑 一 也

生涯学習課長 佃田填規

下水道課長 上田俊雄

1,議事日程

日	程	1.	会議録署名議員の)指名
日	程	2.	会期の決定につい	いて
日	程	3.	建設水道常任委員	長報告について
日	程	4.	厚生常任委員長報	2 告について
日	程	5.	総務常任委員長報	2. といて といて という こうしょ こうしゅ こうしゅ こうしゅ こうしゅ こうしゅ こうしゅ こうしゅ こうしゅ
日	程	6.	予算決算常任委員	長報告について
日	程	7.	議案第39号	斑鳩町地域交流館設置条例について
日	程	8.	議案第40号	斑鳩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及
				び運営の基準に関する条例について
日	程	9.	議案第41号	斑鳩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人
				員、設備及び運営の基準等に関する条例について
日	程 1	0.	議案第42号	斑鳩町風致地区条例について
目	程 1	1.	議案第43号	斑鳩町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設
				置に関する基準を定める条例について
日	程1	2.	議案第44号	斑鳩町防災会議条例の一部を改正する条例について
目	程1	3.	議案第45号	斑鳩町災害対策本部条例の一部を改正する条例につ
				いて
目	程1	4.	議案第46号	斑鳩町暴力団排除条例の一部を改正する条例について
日	程1	5.	議案第47号	斑鳩町実費弁償条例の一部を改正する条例について
日	程1	6.	議案第48号	斑鳩町都市公園条例の一部を改正する条例について
日	程1	7.	議案第49号	斑鳩町下水道条例の一部を改正する条例について
日	程1	8.	議案第50号	斑鳩町水道事業給水条例の一部を改正する条例につ
				いて
日	程1	9.	議案第51号	斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正す
				る条例について
日	程 2	0.	議案第52号	斑鳩町立あわ保育園新調理室用厨房機器購入について
日	程 2	1.	議案第53号	平成24年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)に
				ついて
日	程 2	2.	議案第54号	平成24年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正
				予算(第3号)について

日	程23.	議案第55号	平成24年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算
			(第1号) について
日	程24.	議案第56号	平成24年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算
			(第2号) について
日	程25.	議案第57号	平成24年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第1号)
			について
日	程26.	議案第58号	平成24年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契
			約の締結について
日	程27.	議案第59号	王寺周辺広域休日応急診療施設組合規約の変更につ
			いて
日	程28.	同意第 4号	斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について
			同意を求めることについて
日	程29.	陳情第 6号	土地売買に係る農業用水路変更整備工事等の早期着
			工を求める陳情書について
日	程30.	報告第 8号	議会の委任による町長専決処分の報告について(平
			成24年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)につ
			いて)

1,本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時30分 開会)

○議長(嶋田善行君) おはようございます。

ただいまの出席議員は15名で、全員出席であります。

これより、平成24年第4回斑鳩町議会定例会を開会いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

初めに、町長より議会招集のあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長(小城利重君) おはようございます。

平成24年第4回町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様には、公私何かとお忙しい中、お繰り合わせの上ご出席を賜り、厚くお礼申しあげます。

平素は、町政諸般にわたり、格別のご支援とご協力を賜り、おかげをもちまして、各事業 を円滑に推進させることができ、心から感謝を申しあげる次第でございます。

さて、本定例会は、斑鳩町地域交流館設置条例についてなど、23議案を提出させていた だいております。いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承 認いただきますようお願い申しあげます。

平成24年度も、はや下半期の半ばに差し掛かり、諸事業につきましても順調に進捗して おります。これもひとえに議員みなさま方のお力添えによるものでありまして、今後とも、 より一層の温かいご支援とご協力を賜りますようお願い申しあげます。

なお、提出議案の説明は、後刻とさせていただくこととし、簡単ではございますけれども、 招集のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(嶋田善行君) ただいまから、議事に入ります。

本定例会の議事日程は、お手元に配布いたしております議事日程表のとおりであります。 よって、これに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第120条の規定により議長において指名いたします。本定例会の会議録署名議員には、11番 飯高議員、12番 辻議員を指名いたします。両議員には会期中よろしくお願いをいたします。

続きまして、日程2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期を本日から12月20日までの18日間と定めること について、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日から12月20 日までの18日間と決定いたしました。 続きまして、日程3、建設水道常任委員長報告についてを議題といたします。平成24年第3回斑鳩町議会定例会において、建設水道常任委員会の閉会中における継続審査とされましたことについての、審査結果の報告を求めます。1番、宮崎委員長。

○建設水道常任委員長(宮崎和彦君) それでは、11月20日全委員出席のもと建設水道常任委員会を開き、提出予定議案及び継続審査案件、委員会所管にかかる事案について報告を受け審議を行いましたので、その概要について報告いたします。

初めに、継続審査、1. 都市基盤整備事業について、公共下水道に関することについてを 議題といたしました。24年度の下水道工事進捗状況、公共下水道接続申請状況、融資あっ せん利用数、浄化槽雨水貯留施設への転用申請について説明報告を受けました。委員より、 2工区—11の工事箇所の位置が離れていることについて、指名ランクについて質疑があり、 理事者より、枝線の本管をメイン管に繋いでいく工事であり、ランクはB級、C級による入 札であるということで報告を受けました。委員より、補償の関係について質疑があり、理事 者より、建設課の補償工事の対象で、掘削断面が同じなので、効率よく行うため建設課の補 償工事と一緒に工事発注できるよう調整を行っている、との答弁がありました。

次に、都市計画道路の整備促進について議題としました。今年度のいかるがパークウェイの岩瀬橋付近の工事の施工計画、奈良国道による自治会説明会の開催について、9月27日放置自動車が撤去されたことについて、法隆寺線整備事業の国道25号取り付け部分の用地交渉の状況について説明報告されました。委員より、いかるがパークウェイの工程、縦断の説明を資料をもってできないかと質疑があり、理事者より奈良国道事務所と相談の上、次回委員会に提出していただけるものであれば提出いたしますとの答弁がありました。委員より、法隆寺線の用地交渉の間隔について質疑があり、理事者より地権者との交渉状況と店舗、入居者との関わりについて説明されました。

次に、JR法隆寺駅周辺整備事業について、駅北口の路線東側の1件について、現在の状況の説明報告をされました。委員より、一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、12月定例議会提出予定議案について議題といたしました。

議案(1)斑鳩町風致地区条例の制定、及び各課報告事項の(1)斑鳩町風致地区条例施行規則の制定についてを議題といたしました。2以上の市町村の区域に渡るものを除く10ha以上の風致地区における建築等の規制に係わる条例を制定する権限が都道府県から市町村に移譲されることとなり、必要な条例を制定するものであり、現行の奈良県条例の内容を踏襲した内容であると説明報告されました。質疑等はありませんでした。

次に、(2) 斑鳩町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例についてを議題といたしました。高齢者、障害者等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正されたことから、町が新たに設置する特定公園施設の設置に関する規定について条例を定めるものであると説明されました。委員より上宮公園の改築について、現存の公園施設の改築について、多目的広場と都市公園の位置づけについて質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

次に、(3) 斑鳩町都市公園条例の一部を改正する条例について議題といたしました。今後、町が設置する都市公園の配置及び規模に関する規定の整備を行うものであると説明されました。委員より、都市公園の設置の土地の広さについて質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

次に、(4) 斑鳩町下水道条例の一部を改正する条例について、及び各課報告事項の (2) 斑鳩町下水道条例施行規則の一部を改正する規則について議題といたしました。公共 下水道及び都市下水路の構造の基準及び都市下水路の維持管理に関する基準について条例で 定めるため所要の改正を行うものであると説明報告されました。委員より、現存の下水道管 の耐震について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

次に、(5)斑鳩町水道事業給水条例の一部を改正する条例について議題といたしました。 水道事業に適用する施工工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格 基準について規定の整備を行うものであると説明されました。質疑はありませんでした。

次に、(6) 平成24年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について議題といたしました。工事名、工事概要、契約方法、契約金額、契約相手、落札率、工期について説明されました。質疑はありませんでした。

以上、12月定例議会に付議が予定されている議案について説明を受けたということで終わりました。

次に、各課報告事項について議題としました。

(1) (2) は説明を受けましたので、(3) 平成24年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号) について説明報告されました。質疑等はありませんでした。

次に、(4) 平成24年度公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について報告されました。質疑等はありませんでした。

次に、(5) 平成24年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第1号)について報告されました。 質疑等はありませんでした。 次に、(6) 北部配水池の整備工事について報告されました。委員より、配水池の側壁の耐力について、緊急遮断弁について、地耐力について、工事中のセキュリティについて質疑等があり、理事者より一定の答弁がされました。

次に、(7) (8) 紅葉祭り、産業まつりについて報告されました。委員より、産業フェスティバルの名称変更について、イベントの内容について、農業振興会の販売時間について質疑等があり、理事者より一定の答弁がされました。以上で各課報告事項は終わりました。

次に、その他について、委員にお聞きしましたが、質疑、意見等はありませんでした。

以上が閉会中における当委員会に関わります審査の概要と結果であります。詳細につきましては、会議録に整理しますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

以上で、建設水道常任委員会委員長報告を終らせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

- ○議長(嶋田善行君) 次に、日程4、厚生常任委員長報告についてを議題といたします。同じく、閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。 2番、小林委員長。
- ○厚生常任委員長(小林 誠君) それでは、去る11月21日に全委員出席のもと厚生常任 委員会を開催いたしましたので、その概要についてご報告いたします。

まず初めに継続審査である、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについての報告を求めたところ、ひとつ、ごみ積替え施設整備工事の進捗状況について、実施設計を平成25年1月末までに完了し、その後、建築確認申請を行う予定であり、造成工事については、早ければ来年3月初旬に着手し、5月頃からは、中継施設棟の建築工事に取りかかり、工期内の12月6日までには竣工し、平成26年1月より積替え施設での作業を開始する計画であるとの報告を受けました。2つとして、衛生処理場焼却施設の解体工事について。解体方法の選定については、専門性を要することから、衛生処理場解体計画等の作成業務を委託するため、去る9月28日に、コンサルタント会社9社による指名競争入札を行い、株式会社日産技術コンサルタント奈良事務所が、488万円で落札。主な業務内容は、焼却施設内の空気中のダイオキシン類濃度測定及びその結果にもとづく解体方法の技術的な検討や提案、そして、解体工事発注仕様書の作成などであり、業務期間は、平成24年10月1日から平成25年3月22日との報告を受けました。また、具体的な焼却施設の解体工事については、来年8月ごろ入札を行い、解体施工業者を決定し、9月議会で承認された後、10月から2か年の解体工事を行う計画であるとの報告を受けました。

委員より、工事現場の管理体制とその後の施設運営について、また、解体後のごみの持ち 込み方法などについての質疑があり、理事者より一定の答弁がされております。以上、継続 審査について報告を受け、一定の審査を行い終わりました。

次に、12月定例会の付議予定議案について、(1)斑鳩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例について、介護保険法の一部が改正されたことから、法の規定により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を条例で定めるものであるとの説明をうけました。委員より、本条例を設置する目的と効果についての質疑があり、理事者より一定の答弁がされております。

次に、(2)斑鳩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例について、先ほどの理由と同じく、介護保険法の一部が改正されたことから、法の規定により、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を条例で定めるものであるとの説明を受けました。委員より、地域主権改革一括法による権限移譲についての認識について質疑があり、理事者より一定の答弁がされています。

次に、(3)斑鳩町立あわ保育園新調理室用厨房機器購入について、去る10月31日に 指名競争入札を行い、有限会社古山厨房が1,562万円で落札したとの報告を受け、委員 より、金額の内訳についての質疑があり、理事者より一定の答弁がされております。

次に(4) 王寺周辺広域休日応急診療施設組合規約の変更について、障害者自立支援法の一部が改正されたことから、本規約において所要の変更を行うものであるとの説明を受けました。委員から特段の質疑はなく、以上、付議予定議案についてあらかじめ説明を受け、一定の審査を行い終わりました。

次に、各課報告事項について、(1) 11月4日に、町議会と周辺自治会、また関係団体等の協力を得て行われたポイ捨て禁止啓発キャンペーンについて、JR法隆寺駅から法隆寺門前コースでは、200名近い観光客の方に、ごみ拾いに参加していただき、観光客に対するアンケート調査では、合計189名の方にご協力をいただいたことの報告を受けました。

竜田公園コースでは、公園内を清掃するとともに公園内のパレード、また、竜田大橋付近でのドライバーに対する啓発活動、アンケート調査などを行い、約100名の方にご参加いただき、65名の方からアンケート調査にご協力いただいたことの報告を受けました。委員より、子どもたちに対する啓発活動について。また、アンケート結果の分析についてなどの質疑があり、理事者より一定の答弁がされております。

2 つとして、年末年始のごみ処理業務について。焼却処理廃止に併せて、年末の持ち込み

場所を変更してほしいという要望を受けていたことから、今年度より、年末のごみ持込場所 を衛生処理場から変更することについての説明がありました。委員より、祝日の収集につい て質疑があり、理事者より一定の答弁がされています。

3つめとして、平成24年度斑鳩町一般会計補正予算について、厚生常任委員会に関する ものについての説明をうけました。委員より、保育所の広域入所にかかる委託料の減額につ いて、また、広域入所の状況についてなどの質疑があり、理事者より一定の答弁がなされて います。

4つとして、平成24年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算について、本年度の 医療に要する給付額が当初よりも増加することから、一般被保険者療養給付費6,083万 円の増額補正などを行う旨の説明を受けました。

5つめとして、平成24年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算について、人件費所要額の増額とそれに伴う一般会計からの繰入金の増額による補正であるとの説明を受けました。 委員からは特段の質疑はなく、以上で各課報告事項について終わりました。

次に、その他について委員より質疑をお受けしたところ、ひとつとして、肺炎球菌ワクチンについて、2つとして、新子育でシステムのその後についての質疑があり、理事者より一定の答弁がされております。

以上が、閉会中に開催いたしました厚生常任委員会の概要です。

なお、詳細につきましては、会議録をご覧いただきますようお願い申しあげます。 ご静聴ありがとうございました。

- ○議長(嶋田善行君) 次に、日程 5、総務常任委員長報告についてを議題といたします。同じく、閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。 5番、伴委員長。
- ○総務常任委員長(伴 吉晴君) 11月19日全委員出席のもと、総務常任委員会を開き、 閉会中における継続審査案件及び総務常任委員会所管にかかる事案について報告説明を受け、 必要な審査質疑を行いましたので、その概要について報告させていただきます。

まず、継続審査案件であります、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、はじめに理事者より斑鳩町文化財センターの運営について説明がなされ、11月3日から12月2日までを期間として、秋季特別展「斑鳩藤ノ木古墳の馬具展」を開催しており、今回は国宝藤ノ木古墳出土品のなかでも最も有名な金銅製鞍金具をはじめ、金銅製馬具の主なものの里帰り展示を行うとともに、古代の平群地域を中心に県下の古墳より出土した馬具を関連展示して開催している。

そして、この展示会に合わせて、藤ノ木古墳の秋季石室特別公開を11月3日と4日の2日間開催し、1,773名の見学者が来られ、今回は官学連携の協定を行っている法隆寺国際高校及び奈良大学の学生にボランティアとして受付や解説員の補助などに協力していただき、さわやかな対応をしていただいた。

また、10月21日には、こども考古学教室として、こども埴輪づくり教室を開催し、1 8組34名の方の参加があり、11月17日には、中学生以上を対象とした考古学講座として埴輪づくり講座を開催し、16名の方の参加があったと報告を受けました。

次に、史跡中宮寺跡の整備についてでありますが、史跡中宮寺跡整備検討委員会で指導の あった史跡地全体の整備計画やゾーニング別の整備計画を十分活かした形で、保存整備基本 計画書の作成の作業を進めている。今後は、雨水排水計画や整備手法の細部について地元土 地改良区や地元自治会と調整を行っていく予定であると報告がありました。

委員より、藤ノ木古墳石室特別公開への来場者数の昨年との比較についての質疑があり、 理事者より本年度は1,773人で、昨年は1,171人であったので約600人の増加と なっているとの答弁がありました。以上が、継続審査案件に関する概要であります。

続きまして、12月定例会の付議予定議案について、当委員会所管にかかわる事案について説明がなされました。まず初めに斑鳩町地域交流館設置条例及び報告事項の斑鳩町地域交流館設置条例施行規則について一括して説明があり、住民福祉の増進とふれあい豊かな地域社会の育成を図るため、広域的な自治会及び住民団体のコミュニティ活動の拠点として、斑鳩町地域交流館を設置するため本条例を制定するもので、条文の要旨をもって説明を受けた後、斑鳩町地域交流館設置条例の制定に伴い本規則を制定するものとして、規則の条文の要旨をもって説明がありました。管理形態については、斑鳩町消防コミュニティセンター集会室と同様の管理形態となっており、条例及び施行規則についても、斑鳩町消防コミュニティセンター設置条例及び同施行規則に準拠したものであり、施設の管理運営マニュアルについては、現在、地元自治会と協議を進めているとの説明がなされました。

委員より、条文の説明をする時にもう少し工夫が欲しい、また施設倉庫への収納物についての町の見解を確認する質疑があり、理事者から一定の答弁がなされました。

続きまして、斑鳩町防災会議条例の一部を改正する条例について、災害対策基本法の一部 改正に伴い、地方防災会議及び災害対策本部の所管事務の見直し及び明確化が行われたこと から、この改正に準じて、本町の防災会議の所管事務及び委員構成の見直しを行うため、本 条例において改正を行うものと説明がなされました。

次に、斑鳩町災害対策本部条例の一部を改正する条例について、災害対策基本法の一部改

正に伴い、本条例において同法を引用する条項について、所要の改正を行うものと要旨をもって説明がありました。

次に、斑鳩町暴力団排除条例の一部を改正する条例について、暴力団員による不当な行為 の防止等に関する法律の一部改正に伴い、改正前の同法を引用する条項について、所要の改 正を行うものと説明がなされました。

次に、斑鳩町実費弁償条例の一部を改正する条例について説明があり、地方自治法の一部 改正に伴い、本条例において同法を引用する条項について、所要の改正を行うものと説明が ありました。

次に、斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について説明があり、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が平成24年6月27日に公布され、障害者自立支援法の一部が改正されたことから、本条例において同法を引用する条文について、所要の改正を行うものと説明がなされました。

以上が、12月定例会に付議が予定されている事案についての概要であります。

続きまして、各課報告事項であります。

はじめに、平成24年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)についての報告があり、内容としては今回の補正予算については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,157万3千円を追加し、歳入歳出それぞれ88億8,053万8千円とするものと報告がありました。委員より町税の過誤納付の償還の内容についての質疑があり、理事者から一定の答弁がありました。

続きまして、幼稚園の保育料についてとして、平成25年度の保育料については、地方交付税の単位費用で月額6,300円となっているが、改定することなく月額6,100円で据え置く考えであり、その理由として、近隣2市6町の状況や現在の厳しい経済情勢を考慮して保護者の負担をなるべく軽減すると報告を受けました。

次に、いじめに関するアンケート調査結果について、8月下旬から9月上旬に実施したもので、当町の中学校2校の結果として、アンケート調査実施生徒数は760人で、今年4月以降に、いじめられたとする生徒数は36人、斑鳩中学校が22人、南中学校が14人で全体の4.7%であった。このうちアンケート調査実施時点で、いじめが続いている生徒数は斑鳩中学校が6人、南中学校が3人で、25%が解決されていないという結果となり、各学校では、学級担任などの特定の教職員だけで、個別のいじめ問題に向き合うのではなく、教職員が連携を図りながら、学校全体で危機感を共有し、問題に対応することとして、学校長

を先頭に教職員全員が一丸となって取り組み、問題を早期に発見して、早期に解決できる体制をとることとし、いじめられている児童生徒を守り抜く取り組みをそれぞれの学校で推進していると報告がありました。

その他の報告として、職員採用試験2次試験結果について、衆議院議員選挙日程及び予算の専決処分について、また奈良県消防の広域化計画についてとして、消防広域化のスケジュールにつき、当初、広域化後の一部事務組合の規約の37市町村長による調印については、本年12月と予定されていたが、平成25年6月予定の市町村議会による新規約議決後の平成25年7月に調印と変更されたとの報告がなされました。

委員より、今年度、退職を予想される職員数は把握できているのか、県内の個別の消防組合の広域化のメリット・デメリットについて県から報告があるのか等の質疑があり、理事者から一定の答弁がなされました。

委員より、その他の質問として、今回の衆議院選挙にて投票所の変更があった地域への対応について、本庁舎電気設備改修工事についての入札結果で事前公表があって100%入札になったことについて、来年度の鳩水園運転管理業務委託の契約方法について、電力入札の検討状況について等の質疑があり、理事者より一定の答弁がなされました。

以上が、閉会中における総務常任委員会の審査内容についての概要報告であります。なお、 詳細につきましては、会議録をご一読いただきますようお願いいたします。

ご清聴ありがとうございました。

- ○議長(嶋田善行君) 次に、日程6、予算決算常任委員長報告についてを議題といたします。 同じく、閉会中における予算決算常任委員会の継続審査とされましたことについての審査結 果の報告を求めます。11番、飯髙委員長。
- ○予算決算常任委員長(飯髙昭二君) それでは、去る11月26日(月)全委員出席のもと 予算決算常任委員会を開催させていただきましたので、ご報告をいたします。

初めに、各課報告事項についてを議題として、(1)議会の委任による町長専決処分の報告について(平成24年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号))についての報告を受けました。

この補正については、衆議院解散に伴い、12月16日に衆議院議員選挙と最高裁判所裁判官国民審査が執行されることから、11月20日に補正予算として1,200万円を計上し、専決処分させていただいたとのことです。その主な経費として、投開票管理者及び立会人の報酬、事務従事者の時間外手当、休日勤務手当及び賃金、公営ポスター掲示場の制作及び設置にかかる経費、選挙啓発チラシ、入場券等の印刷及び入場券等の郵送にかかる経費、投票所の借り上げやスロープなどの設営業務等にかかる経費を計上しているとの報告があり

ました。さらに、この専決処分については、地方自治法第180条第2項の規定により、1 2月議会定例会で報告をさせていただきたいとの報告がありました。

委員からは、選挙での関連で幸前地域の投票所について、職員手当の内訳について質疑があり、一定の答弁がされています。本件については、12月定例会に報告されるとのことで、あらかじめ説明を受けました。

次に、2.継続審査、(1)予算補正を必要とする事務事業についてを議題とし、12月 定例会に提案を予定されている一般会計及び各特別会計にかかる補正予算について、あらか じめ説明を受けました。

まず初めに、①平成24年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)について、企画財政課長から、今回の補正について、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,157万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ88億9,253万8千円とするもので、歳入歳出の各款ごとに説明を受けました。

委員から、保育所の広域入所の充実について、また、子ども手当・児童手当の支給について、保育園の給食民間委託について、ふれあい交流センターいきいきの里の維持管理におけるガス代などについて質疑があり、一定の答弁がされています。

次に、②平成24年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,645万5千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億3,706万4千円とするとの説明を受けました。

委員から、保険給付について質疑があり、一定の答弁がされております。

次に、③平成24年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、既定の 歳入歳出予算の総額に96万円を増額し、歳入歳出の総額を、歳入歳出それぞれ13億7、 766万円とするとの説明を受けました。委員からは、特段の質疑はありませんでした。

次に、④平成24年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について、今回の改正の内容は、人件費所要額の増額と、それに伴う一般会計からの繰入金の増額で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ258万6千円を追加し、歳入歳出それぞれ18億8、535万3千円とするとの説明を受けました。委員からは、特段の質疑はありませんでした。次に、⑤平成24年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第1号)について、今回の補正予算内容は、人事異動に伴う人件費の減額補正と、北部配水池ドーム更新工事の契約額確定による

委員より、北部配水池の改修で、自然エネルギーの発電の組合せの検討がされているのか

建設改良費の補正、それに伴う継続費の補正とするとの説明がありました。

どうかとの質疑があり、一定の答弁がされております。

以上、継続審査について報告を受けて、一定の審査を行い、終わりました。

次に、その他について質疑をお受けしたところ、特段の質疑がありませんでした。

以上が、閉会中に開催いたしました委員会の概要でございます。詳細については、会議録 に整理させていただいていますので、ご覧いただきますようよろしくお願いを申しあげます。 ご静聴ありがとうございました。

○議長(嶋田善行君) 以上で、閉会中における各委員会の委員長報告が終わりました。

続きまして、日程7.議案第39号 斑鳩町地域交流館設置条例について、日程8.議案 第40号 斑鳩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例 について、日程9. 議案第41号 斑鳩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、 設備及び運営の基準等に関する条例について、日程10.議案第42号 斑鳩町風致地区条 例について、日程11. 議案第43号 斑鳩町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の 設置に関する基準を定める条例について、日程12.議案第44号 斑鳩町防災会議条例の 一部を改正する条例について、日程13. 議案第45号 斑鳩町災害対策本部条例の一部を 改正する条例について、日程14.議案第46号 斑鳩町暴力団排除条例の一部を改正する 条例について、日程15.議案第47号 斑鳩町実費弁償条例の一部を改正する条例につい て、日程16.議案第48号 斑鳩町都市公園条例の一部を改正する条例について、日程1 7. 議案第49号 斑鳩町下水道条例の一部を改正する条例について、日程18. 議案第5 0号 斑鳩町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、日程19. 議案第51号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、日程20.議案第52 号 斑鳩町立あわ保育園新調理室用厨房機器購入について、日程21. 議案第53号 平成 24年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)について、日程22.議案第54号 平成24 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について、日程23.議案第55 号 平成24年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、日程24. 議案第56号 平成24年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について、日 程25.議案第57号 平成24年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第1号)について、日 程26. 議案第58号 平成24年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結につい て、日程27. 議案第59号 王寺周辺広域休日応急診療施設組合規約の変更について、日 程28. 同意第4号 斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めること について、日程29.陳情第6号 土地売買に係る農業用水路変更整備工事等の早期着工を

求める陳情書について、日程30.報告第8号 議会の委任による町長専決処分の報告について(平成24年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)について)、以上、24議案を一括上程いたします。

町長から、本定例会に付議されました23議案について、総括提案説明を求めます。 小城町長。

○町長(小城利重君) 本定例会に付議いたしました各議案の概要説明の前に、少しお時間を いただき、町が進めております事業につきまして、その考え方なり、現在の状況等をご説明 いたしまして、議員皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

はじめに、あわ保育園の給食調理室の新設等工事についてであります。去る10月31日に指名競争入札に付し、工事請負事業者が決定いたしましたことから、11月から工事に着手をしたところであります。工事内容といたしましては、調理室を新築した後、現在の給食調理室を保育室に改修することとしており、園児等の安全確保を図るとともに、新年度の入園に間に合うよう、その整備を進めてまいります。

次に、いかるがパークウェイの整備促進についてであります。これまで稲葉車瀬区間において整備事業が進められており、順調に工事が進捗しております。現在、関係する地元自治会等への工事説明を経て、11月15日から岩瀬橋西詰交差点付近の改良工事にも着手されているところであります。国においては、平成25年度末の稲葉車瀬区間の供用に向けて、順次、工事が進められていることから、町といたしましても、工事が順調に進捗できますよう予算確保について、国土交通省をはじめ関係機関への要望活動に取り組んでまいりたいと考えております。また、岩瀬橋西詰から三室交差点までの間の道路計画の検討状況につきましては、国において、計画案が地元住民の皆様に対して提示され、計画案に対するご意見を賜っているところであります。町といたしましては、できるだけ早期に計画のとりまとめができるよう、今後も、事業計画の説明会の開催等について、沿道自治会等への働きかけを継続してまいりますとともに、奈良国道事務所をはじめ関係機関等との調整を図ってまいりたいと考えております。

次に、国道25号の歩道設置事業についてであります。国道25号龍田大橋前後の歩道設置につきましては、現在、国において継続的に用地交渉が進められており、交渉がまとまりましたところから順次契約を締結され、順調に事業が進捗しております。また、国道25号法隆寺地区の法隆寺観光自動車駐車場から法隆寺東交差点の間の歩道設置につきましては、権利関係者へ計画概要の説明等が進められているなか、事業の計画範囲を示す幅杭の打設を

完了され、今後の事業化に向けた取組みをされているところであります。

次に、公共下水道の整備についてであります。平成23年度から平成25年度までの3か年継続事業として整備しております岡本汚水幹線工事では、立坑の築造が完成し、シールド工法による管渠の築造を行っているところであります。また、本定例会に契約締結議案として上程させていただいております、服部2丁目から目安北3丁目、興留8丁目地内の目安汚水幹線工事につきましては、議決を賜りました後、平成24年度から平成25年度までの2か年継続事業として取り組み、さらなる整備区域の拡大に努めてまいりたいと考えております。

次に、北部配水池ドーム改修工事についてであります。プロポーザルによる一般競争入札の結果、三井住友建設株式会社 奈良営業所 所長 渡辺龍司朗を契約の相手方と決定いたしました。契約金額は2億2,545万6千円、工期は平成24年11月7日から平成25年10月31日までの359日間を予定しております。なお、工事の施工にあたりましては、住民の皆様の生活に支障を及ぼすことなく、安全に工事を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をいただきますようお願い申しあげます。

それでは、本定例会に付議いたしました各議案につきまして、その概要を説明させていた だきます。

はじめに、議案第39号 斑鳩町地域交流館設置条例についてであります。広域的な自治会及び住民団体等、地域住民のコミュニティ活動の拠点として整備を進めております、地域 交流館に係る施設の設置及び管理運営等について、必要な事項を定めるため、本条例を制定 するものであります。

次に、議案第40号から議案第43号は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の 推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、新たに条例を制定する必要が ありますことから、所要の整備を行うものであります。

まず、議案第40号 斑鳩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例についてであります。介護保険法の一部改正に伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準について、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

次に、議案第41号 斑鳩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例についてであります。先の議案第40号と同様に、介護保険法の一部改正に伴い、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

等について、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

次に、議案第42号 斑鳩町風致地区条例についてであります。風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令の一部改正に伴い、風致地区内における建築等の規制について、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

次に、議案第43号 斑鳩町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例についてであります。高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、移動等の円滑化のために必要な特定公園施設を設ける場合の基準について、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

次に、議案第44号 斑鳩町防災会議条例の一部を改正する条例についてであります。災害対策基本法の一部改正に伴い、本町の防災会議の所掌事務及び委員構成等の見直しを行うため所要の改正を行うものであります。

次に、議案第45号 斑鳩町災害対策本部条例の一部を改正する条例についてであります。 災害対策基本法の一部改正に伴い、同法を引用する条項について、所要の改正を行うもので あります。

次に、議案第46号 斑鳩町暴力団排除条例の一部を改正する条例についてであります。 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正に伴い、同法を引用する条項に ついて、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第47号 斑鳩町実費弁償条例の一部を改正する条例についてであります。地方自治法の一部改正に伴い、本条例において同法を引用する条項について、所要の改正を行うとともに、本会議における参考人及び公聴会の公述人を実費弁償支給の対象として加えるものであります。

次に、議案第48号から議案第50号は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の 推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、条例を整備する必要がありま すことから、所要の改正を行うものであります。

はじめに、議案第48号 斑鳩町都市公園条例の一部を改正する条例についてであります。 都市公園法の一部改正に伴い、町が都市公園を設置する場合の都市公園並びに公園施設の配 置及び規模を条例で定めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第49号 斑鳩町下水道条例の一部を改正する条例についてであります。下水道法の一部改正に伴い、公共下水道及び都市下水路の構造基準並びに管理基準を条例で定めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第50号 斑鳩町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてであります。 水道法の一部改正に伴い、水道事業に適用する布設工事監督者の配置基準及び資格基準並び に水道技術管理者の資格基準を条例で定めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第51号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてであります。地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、障害者自立支援法の一部が改正されたことから、同法を引用する条項について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第52号 斑鳩町立あわ保育園新調理室用厨房機器購入についてであります。 あわ保育園の給食調理室の新設に伴う厨房機器の購入について、予定価格が700万円を超 えることから、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、物品購入契約について議会 の議決を求めるものであります。去る10月31日に指名競争入札に付した結果、仮契約を 締結したものであり、契約の相手方は、有限会社 古山厨房 代表取締役 古山剛、契約金 額は1,562万1,900円であります。

次に、議案第53号 平成24年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,157万3千円を追加し、歳入歳出それぞれ8 8億9,253万8千円とするものであります。

その主な補正の内容といたしましては、はじめに、歳入予算の補正では、第12款分担金及び負担金、第2項負担金では、保育園保育料で、保育料算定の基礎となる所得の影響等により、158万9千円の減額補正をお願いするものであります。次に、第14款国庫支出金、第1項 国庫負担金では、児童福祉費負担金で、本町が委託する広域入所に係る委託料が当初見込みを下回ること等から、560万2千円の減額補正を、障害福祉費負担金で、自立支援給付費負担金の増等で、801万円の増額補正を、また、子ども手当・児童手当交付金では、子ども手当及び児童手当の支給対象児童が当初見込みを下回ること等から、1,946万1千円の減額補正をお願いするものであります。第2項国庫補助金では、地域生活支援事業費補助金で、障害者移動支援業務委託料が当初見込みを上回ることから、78万2千円の増額補正をお願いするものであります。次に、第15款県支出金、第1項県負担金では、国庫負担金と同様の理由により、児童福祉費負担金で280万1千円の減額補正を、障害福祉費負担金で400万4千円の増額補正を、子ども手当・児童手当交付金で262万5千円の減額補正を、それぞれお願いするものであります。第2項県補助金では、医療費助成に係る

県補助対象助成費の決算見込みにより、乳幼児医療費補助金で230万円の増額補正を、心身障害者医療費補助金で20万円の減額補正を、精神障害者医療費補助金で30万円の増額補正を、地域生活支援事業費補助金で39万1千円の増額補正を、重度心身障害老人等医療費補助金で45万円の減額補正を、それぞれお願いするものであります。また、障害者自立支援法施行後の新体系事業の円滑な移行を推進するため、新たに障害者自立支援特別対策事業費補助金が交付されることから、127万6千円の増額補正をお願いするものであります。次に、第17款寄附金、第1項寄附金では、教育費寄附金で63万4千円、都市計画費寄附金で5万円の増額補正を、それぞれお願いするものであります。次に、第20款諸収入、第5項雑入では、平成23年度の後期高齢者医療療養給付費負担金の精算を受けることから、505万4千円の増額補正をお願いするものであります。次に、第21款町債、第1項町債では、白石畑における道路新設改良事業の財源措置として、道路新設改良事業債3,150万円の増額補正をお願いするものであります。

続きまして、歳出予算の補正についてであります。本補正予算では、人事異動等に伴う人 件費の補正をそれぞれの費目において計上しております。

それでは、人件費以外の主な内容につきましてご説明申しあげます。

はじめに、第2款総務費、第2項徴税費では、第2目賦課徴収費で、町税の過誤納付に係る還付金が当初見込みを上回ることから、50万円の増額補正をお願いするものであります。次に、第3款民生費、第1項社会福祉費では、第1目社会福祉総務費で、国民健康保険事業特別会計における人件費の予算補正に伴い、職員給与費等繰出金437万7千円の減額補正をお願いするものであります。第5目医療対策費では、子ども医療費助成等の各助成金が当初見込みを上回ることから、1,140万円の増額補正をお願いするものであります。第8目障害福祉費では、障害者介護給付・訓練等給付費や障害児福祉サービス給付費などが当初見込みを上回ることから、1,960万4千円の増額補正をお願いするものであります。第9目ふれあい交流センターいきいきの里管理運営事業費では、ガス料金などの価格の上昇などにより、75万3千円の増額補正をお願いするものであります。第10目介護保険事業繰出費では、介護保険事業特別会計における人件費の予算補正に伴い、職員給与費繰出金258万6千円の増額補正をお願いするものであります。第2項児童福祉費では、第2目保育園費で、本町が委託する広域入所に係る委託料が当初見込みを下回ることから、広域入所委託料1,115万4千円の減額補正をお願いするものであります。第4目子ども手当・児童手当支給事業費では、子ども手当及び児童手当の支給対象児童が当初見込みを下回

ること等から、2,471万円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第7款土木費、第2項道路橋りょう費では、第2目道路新設改良費で、町道157 号線の白石畑区域において、張り出し車道工事を実施することから、3,500万円の増額 補正をお願いするものであります。次に、第4項都市計画費では、第2目公共下水道費で、 公共下水道事業特別会計における人件費の予算補正に伴い、公共下水道事業特別会計繰出金 96万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第9款教育費、第5項社会教育費では、第4目文化財保存費で、斑鳩の里歴史文化 遺産保存・活用基金にいただいた寄附金39万4千円の積立てをお願いするものであります。

最後に、第12款予備費では、今回の補正に要する財源として842万5千円を充当させていただく補正をお願いするものであります。また、本補正予算では、町道157号線の白石畑区域における道路改良工事が、本年度会計内において事業完了できないことから、繰越明許費の設定と、平成25年度からあわ保育園において、給食に係る調理及び洗浄業務の委託を実施することから、業務の円滑な実施を図るため、債務負担行為の設定をお願いしております。

次に、議案第54号 平成24年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) についてであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,645万5千円を追加し、 歳入歳出それぞれ36億3,706万4千円とするものであります。

その主な補正の内容といたしましては、はじめに、歳入予算の補正では、第2款国庫支出金、第1項国庫負担金で、一般被保険者療養給付費の増額に伴い、療養給付費負担金で1,946万6千円の増額補正を、第2項国庫補助金では、国庫負担金と同様の理由により、財政調整交付金で547万5千円の増額補正をお願いするものであります。次に、第5款県支出金、第2項県補助金では、国庫負担金と同様の理由により、財政調整交付金で547万5千円の増額補正をお願いするものであります。次に、第8款繰入金、第1項他会計繰入金では、人事異動等に伴う人件費の補正により、一般会計繰入金で437万7千円の減額補正をお願いするものであります。次に、第10款諸収入、第2項雑入では、本補正予算において、歳出額が歳入額を上回ることにより不足する財源を、歳入欠かん補填収入で調整することとしたもので、3,041万6千円の増額補正をお願いするものであります。

続きまして、歳出予算の補正についてであります。はじめに、第1款総務費、第1項 総 務管理費では、第1目一般管理費で、人事異動等に伴う人件費として、450万4千円の減 額補正を、第2項徴税費では、第1目賦課徴収費で、総務管理費と同様の理由により、12 万7千円の増額補正をお願いするものであります。次に、第2款保険給付費、第1項療養諸費では、本年度の医療に要する給付が当初見込みを上回ることから、一般被保険者療養給付費で6,083万2千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、議案第55号 平成24年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ96万円を追加し、歳入歳出それぞれ13億7,766万円とするものであります。

その主な補正の内容といたしましては、人事異動等に伴う人件費の補正として、歳入予算では、第4款繰入金、第1項一般会計繰入金で96万円の増額補正を、歳出予算では、第1款 公共下水道費、第1項下水道管理費で65万8千円、第2項下水道新設改良費では30万2千円、合わせて96万円の増額補正をお願いするものであります。

また、継続費の補正といたしまして、工事請負契約の議決をお願いしております、目安汚 水幹線工事の入札執行に伴う、総額及び年割額の変更をお願いするものであります。

次に、議案第56号 平成24年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ258万6千円を追加し、歳入歳出それぞれ18億8,535万3千円とするものであります。

その主な補正の内容といたしましては、人事異動等に伴う人件費の補正として、歳入予算では、第9款繰入金、第1項一般会計繰入金、歳出予算では、第1款総務費、第1項総務管理費に、それぞれ258万6千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、議案第57号 平成24年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第1号)についてであります。その主な補正の内容といたしましては、人事異動等に伴う人件費として、収益的支出において、水道事業費用で7億2,487万1千円から465万3千円を減額し、7億2,021万8千円とするものであります。

また、北部配水池ドーム更新工事の契約額の確定に伴い、継続費の総額及び年割額を補正し、資本的支出、建設改良費で1,873万円の減額補正をお願いするものであります。

次に、議案第58号 平成24年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結についてであります。地方自治法第96条第1項第5号の規定により、予定価格が5,000万円を超えることから、工事請負契約について議会の議決を求めるものであります。工事名は斑鳩町公共下水道事業 第13処理分区目安汚水幹線2工区工事、工事場所は服部2丁目から目安北3丁目、興留8丁目地内で、施工延長約500メートルの幹線管渠を埋設する工事であります。

去る、11月7日に制限付一般競争入札に付した結果、仮契約を締結したものであり、契約の相手方は、株式会社奥村組奈良営業所 所長 朝日務、契約金額は1億7,480万2,950円、工期は、議会議決後から平成26年3月19日までの455日間であります。

次に、議案第59号 王寺周辺広域休日応急診療施設組合規約の変更についてであります。 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整 備に関する法律の施行に伴い、障害者自立支援法の一部が改正されたことから、同法を引用 する条項について、本規約において所要の変更を行うものであります。

次に、同意第4号 斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めること についてであります。現委員の中永良孝氏の任期が平成24年12月22日をもって満了と なることから、後任として上村定衛門氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであり ます。

次に、報告第8号 議会の委任による町長専決処分の報告について(平成24年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)について)であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,200万円を追加し、歳入歳出それぞれ88億7,096万5千円とすることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、平成24年11月20日付けで専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

その主な補正の内容といたしましては、12月16日執行予定の衆議院議員総選挙及び最 高裁判所裁判官国民審査の執行に係る県委託金の受入れと執行経費の計上であります。

以上をもちまして、提案いたしましたそれぞれの議案につきましての概要説明とさせていただきますが、いずれの議案につきましてもあたたかいご審議を賜りまして、原案どおり議決を賜りますようお願い申しあげます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長(嶋田善行君) ここでお諮りいたします。本日提出されています議案について、ただ今、町長から総括提案説明を受けましたので、日程28.同意第4号、日程30.報告第8号の2議案を除く、町長提案の21議案については、会議規則第39条第3項の規定により、提案説明を省略することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。よって、これより議事日程にしたがい議事を進めてまいります。

日程7. 議案第39号 斑鳩町地域交流館設置条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。13番、里川議員。

- ○13番(里川宜志子君) この条例につきましては当然、設置をしていかなければならないものですが、あくまでも住民の皆さんのための施設として建設されます。この条例についても住民の皆さんにきちっと周知をさせていただいて、皆さん方にご利用していただかなければならないというふうに考えているところなんですけれども、この条例の内容の周知につきましては、今後、議会の議決後、どういうふうにされようとしているのか、お尋ねをしておきたいと思います。
- ○議長(嶋田善行君) 西本総務部長。
- ○総務部長(西本喜一君) この地域交流館設置条例でございます。

まず、条例が通りますと、来年4月から法隆寺地区において、地域交流館が開館する予定となっております。それまでにその地域交流館が開館するということのご周知をしていきたいと、このように思っています。その中で、その趣旨等を説明いたしまして、地域交流館を使っていただけるように、より普及できるようにしてまいりたいと、このように考えております。

- ○議長(嶋田善行君) 13番、里川議員。
- ○13番(里川宜志子君) 私自身もこの地域交流館が建設されている地域内に居住をしております。近隣の皆さん方の認識の中にも、結構まちまちなご認識があったりというような、私自身も心配な状況もございます。この間、私自身もいろんな説明もしてまいりましたけれども、この利用方法、使用方法につきましては、町の施設としてきちっと住民の皆さんに利用方法などの周知を徹底していただきたいということをお願いしておきたいと思います。以上です。
- ○議長(嶋田善行君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) これをもって、議案第39号に関する総括質疑を終結いたします。 ただいま議題となっています議案第39号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程8. 議案第40号 斑鳩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び 運営の基準に関する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) これをもって、議案第40号に関する総括質疑を終結いたします。 ただいま議題となっています議案第40号は、厚生常任委員会に付託いたします。 続いて、日程9. 議案第41号 斑鳩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、 設備及び運営の基準等に関する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○議長(嶋田善行君) これをもって、議案第41号に関する総括質疑を終結いたします。 ただいま議題となっています議案第41号は、厚生常任委員会に付託いたします。 続いて、日程10. 議案第42号 斑鳩町風致地区条例についてを議題とし、総括質疑を お受けいたします。13番、里川議員。
- ○13番(里川宜志子君) 風致地区内に居住をされている方がたくさんいらっしゃる中で、 一点、これについて確認をしておきたいと思います。この条例制定された後、建築確認申請 との関係というんですか、その辺の申請とこの条例の適用というところについて、どんなふ うな流れになるのかというのか、どういうふうなやり方になるのかというのを、その点につ いてちょっと教えてほしいなというふうに思います。
- ○議長(嶋田善行君) 藤川都市建設部長。
- ○都市建設部長(藤川岳志君) ただいまご質問いただきました件でございますけれども、今日までの各それぞれの建築確認申請及び風致に伴います審査につきましては、今日までとほとんど変わらないという流れでございまして、特別に、今日までは順番であったりというのは規定はされておりませんで、それぞれが審査をされているという形になっておりました。今回、町で条例制定をされましても、その流れは全く同じ形で、それぞれで済むということで審査をされています。以上でございます。
- ○議長(嶋田善行君) ほかにございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(嶋田善行君) これをもって、議案第42号に関する総括質疑を終結いたします。 ただいま議題となっています議案第42号は、建設水道常任委員会に付託いたします。 続いて、日程11. 議案第43号 斑鳩町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。
 - 13番、里川議員。
- ○13番(里川宜志子君) 今後、新たに取り組むものにつきましては、当然、こういう条例を設けてやっていくということは、それでいいというふうに思うわけなんですけれども、ただ、現状との整合性というのか、現状、既にあるものをこの条例制定されたことによって、町としてはどういうふうにしようかと、そういうものを見直していくのか、整備していくのか、いや、もう既にあるものは仕方がないというふうな考え方なのか、ちょっと、この条例

制定に伴って、その辺のところの町の考え方をお聞きしたいと思います。

- ○議長(嶋田善行君) 藤川都市建設部長。
- ○都市建設部長(藤川岳志君) ただいまご質問いただきました件でございますが、斑鳩町が現在所有しております公園は、非常に古くから設置をされた公園が複数ございまして、今回制定をいたしますこの条例を基準に基づいてない施設等もあろうかと思います。全体をこれに合致するようにつくっていくというのは非常にやはり財政的な問題もいろいろあろうかと思います。ただ、この公園につきましては、日常的に住民さんがご利用いただくものでございますので、現状を十分に把握してまいりたいというふうに考えております。
- ○議長(嶋田善行君) 13番、里川議員。
- ○13番(里川宜志子君) このせっかくつくられる条例の趣旨に基づきまして、高齢化も進んでまいります。病気などの重篤化の中でも、若い方でも移動が困難な方とかそういう方たちの状況もございます。そんな中にあって、できるだけ合致させていくというのは非常に、確実にということは難しいかもわかりませんが、今、部長が言われましたように人口の多い所、利用をできるだけここはしていただきたいというようなニーズの高い所、こういう所など、特に見ていただいて、今後、この条例設置に伴いまして合致させれるところは合致させていっていただきたいなと、予算も必要だろうと思いますけれども、そういうことを十分視野に入れて、この条例制定をしていっていただきたいというふうに思います。以上です。
- ○議長(嶋田善行君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) これをもって、議案第43号に関する総括質疑を終結いたします。 ただいま議題となっています議案第43号は、建設水道常任委員会に付託いたします。 続いて、日程12. 議案第44号 斑鳩町防災会議条例の一部を改正する条例についてを 議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) これをもって、議案第44号に関する総括質疑を終結いたします。 ただいま議題となっています議案第44号は、総務常任委員会に付託いたします。 続いて、日程13. 議案第45号 斑鳩町災害対策本部条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) これをもって、議案第45号に関する総括質疑を終結いたします。 ただいま議題となっています議案第45号は、総務常任委員会に付託いたします。 続いて、日程14. 議案第46号 斑鳩町暴力団排除条例の一部を改正する条例について を議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) これをもって、議案第46号に関する総括質疑を終結いたします。 ただいま議題となっています議案第46号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程15. 議案第47号 斑鳩町実費弁償条例の一部を改正する条例についてを 議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) これをもって、議案第47号に関する総括質疑を終結いたします。 ただいま議題となっています議案第47号は、総務常任委員会に付託いたします。 続いて、日程16. 議案第48号 斑鳩町都市公園条例の一部を改正する条例についてを 議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) これをもって、議案第48号に関する総括質疑を終結いたします。 ただいま議題となっています議案第48号は、建設水道常任委員会に付託いたします。 続いて、日程17. 議案第49号 斑鳩町下水道条例の一部を改正する条例についてを議 題とし、総括質疑をお受けいたします。

13番、里川議員。

- ○13番(里川宜志子君) この議案書を見まして、主な改正内容のところを要旨で見さしていただく限りでは、斑鳩町も下水道の工事は進んできておりますので、確認だけさせていただきたいんですが、これまでやってきた設備というのは、この改正されている内容に合致しているというふうに私自身は思いたいんですけれども、それについてきちっと担当のほうから合致をしているんだということをぜひ言っていただきたいなと、そういう願望がございますので、もう既に進んできた工事ですから、もう改正されたからといって問題があっては困りますので、これまでの既に行われてきた設備、工事についてどうなのかという点について確認をさせてください。
- ○議長(嶋田善行君) 谷口上下水道部長。
- ○上下水道部長(谷口裕司君) 従来、今までの工事につきましては、下水道法施行令で政令 に基づきまして技術基準にのっとった形で整備を進めてまいっております。

その政令を今回短縮いたしまして条例として制定いたしましたところでございますので、 今まで施工してまいりました技術的な基準につきましては、全てクリアしているということ でご理解をいただきたいと思います。

- ○議長(嶋田善行君) 13番、里川議員。
- ○13番(里川宜志子君) わかりました。一応、確認をさせていただきました。そして、今、 部長がまさにおっしゃった政令に基づいてやっていく場合と、町が条例としてこういうふう にもってやっていく場合と、事務的な中で何か変わるところというのはあるんでしょうか。
- ○議長(嶋田善行君) 谷口上下水道部長。
- ○上下水道部長(谷口裕司君) 変わるところはございません。
- ○議長(嶋田善行君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) これをもって、議案第49号に関する総括質疑を終結いたします。 ただいま議題となっています議案第49号は、建設水道常任委員会に付託いたします。 続いて、日程18. 議案第50号 斑鳩町水道事業給水条例の一部を改正する条例につい てを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) これをもって、議案第50号に関する総括質疑を終結いたします。 ただいま議題となっています議案第50号は、建設水道常任委員会に付託いたします。 続いて、日程19. 議案第51号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する 条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) これをもって、議案第51号に関する総括質疑を終結いたします。 ただいま議題となっています議案第51号は、総務常任委員会に付託いたします。 続いて、日程20. 議案第52号 斑鳩町立あわ保育園新調理室用厨房機器購入について を議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) これをもって、議案第52号に関する総括質疑を終結いたします。 ただいま議題となっています議案第52号は、厚生常任委員会に付託いたします。 続いて、日程21. 議案第53号 平成24年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) これをもって、議案第53号に関する総括質疑を終結いたします。 ただいま議題となっています議案第53号は、予算決算常任委員会に付託いたします。 続いて、日程22. 議案第54号 平成24年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) これをもって、議案第54号に関する総括質疑を終結いたします。 ただいま議題となっています議案第54号は、予算決算常任委員会に付託いたします。 続いて、日程23. 議案第55号 平成24年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号) についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) これをもって、議案第55号に関する総括質疑を終結いたします。 ただいま議題となっています議案第55号は、予算決算常任委員会に付託いたします。 続いて、日程24. 議案第56号 平成24年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算 (第2号) についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) これをもって、議案第56号に関する総括質疑を終結いたします。 ただいま議題となっています議案第56号は、予算決算常任委員会に付託いたします。 続いて、日程25. 議案第57号 平成24年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第1号) についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) これをもって、議案第57号に関する総括質疑を終結いたします。 ただいま議題となっています議案第57号は、予算決算常任委員会に付託いたします。 続いて、日程26. 議案第58号 平成24年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約 の締結についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) これをもって、議案第58号に関する総括質疑を終結いたします。 ただいま議題となっています議案第58号は、建設水道常任委員会に付託いたします。 続いて、日程27. 議案第59号 王寺周辺広域休日応急診療施設組合規約の変更につい てを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) これをもって、議案第59号に関する総括質疑を終結いたします。 ただいま議題となっています議案第59号は、厚生常任委員会に付託いたします。 続いて、日程28. 同意第4号 斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意 を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託 を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。よって、同意第4号については委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。西本総務部長。

○総務部長(西本喜一君) それでは、同意第4号 斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについて、につきましてご説明をさせていただきます。

現委員の中永良孝氏の任期が平成24年12月22日をもって満了となりますことから、 その後任といたしまして新たに上村定衛門氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるもので ございます。

それでは、議案書の朗読をさせていただきます。

同意第4号

斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の

選任について同意を求めることについて

標記について、下記の者を斑鳩町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税 法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

平成24年12月3日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町興留3丁目3番5号

氏 名 上村定衛門

生年月日 昭和20年8月5日

なお、同氏の略歴につきましては次のページに記載のとおりでございますが、朗読につき ましては省略をさせていただきます。

以上でご説明とさせていただきますが、何とぞご同意を賜りますよう、よろしくお願いを 申しあげます。

○議長(嶋田善行君) お諮りいたします。

同意第4号については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。よって、同意第4号については、満場一致で同意いたされました。

続いて、日程29. 陳情第6号 土地売買に係る農業用水路変更整備工事等の早期着工を 求める陳情書についてを議題といたします。

ただいま議題となっています陳情第6号は建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて、日程30.報告第8号 議会の委任による町長専決処分の報告について(平成24年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)について)を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託 を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。よって、報告第8号については委員会付託を省 略いたします。

本案について、理事者の報告を求めます。西本総務部長。

○総務部長(西本喜一君) それでは、報告第8号 議会の委任による町長専決処分の報告に ついて(平成24年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)について)をご説明申しあげます。 まず、議案書を朗読させていただきます。

報告第8号

議会の委任による町長専決処分の報告について

(平成24年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)について)

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている 事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

平成24年12月3日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第7号

専決処分書

平成24年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

平成24年11月20日

専決処分をさせていただきました平成24年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)につきましては、ご承知のとおり、11月16日に衆議院が解散され、12月16日に衆議院議員総選挙が執行されることとなりました。また、これにあわせまして、最高裁判所裁判官国民審査が同時に執行されることになりますことから、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会により指定された事項について、11月20日に本補正予算を専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、本補正予算の内容につきまして、予算に関する説明書によりご説明を申しあげたいと思います。

まず、5ページをお開きいただきたいと思います。歳入予算の補正といたしまして、第1 5款県支出金、第3項県委託金、第1目総務費県委託金で、衆議院議員選挙費委託金1,2 00万円を見込んでおります。

次に、6ページでございます。歳出予算の補正では、第2款総務費、第4項選挙費、第4 目衆議院議員選挙費で、衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に要する費用といた しまして、歳入予算と同額の1,200万円を計上させていただいております。

その主な経費でございますが、投開票管理者及び立会人の報酬、事務従事者の時間外勤務 手当、休日勤務手当及び賃金、また、公営ポスター掲示場の製作及び設置にかかる経費、選 挙啓発チラシ、入場券等の印刷及び入場券等の郵送にかかります経費、投票所等の借り上げ やスロープ等の設営業務にかかります経費等でございます。

それでは、1ページにお戻りをいただきたいと思います。予算書を朗読させていただきます。

平成24年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)

平成24年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,200万円を追加し、歳入歳出予算の 総額を、歳出歳出それぞれ88億7,096万5,000円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算 の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年11月20日専決 斑鳩町長 小城利 重

以上で、報告第8号につきましてのご説明とさせていただきます。

何とぞよろしくご了承賜りますようお願いを申しあげます。

- ○議長(嶋田善行君) 報告が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。 8番、小野議員。
- ○8番(小野隆雄君) 質疑というものではないんですが、投票立会人選任に関しては、私は 統一地方選挙のときにあったトラブルのときにも一般質問しましたので、選任されたから にはやはりその投票立会人に対しての教育ですか、行動、それについては十分指導してい ただきたい。やはり最終的にはあのときも最終的には住民の方は、その投票立会人の方を 選任した町長に対してのことも言っておられたというのも事実ですので、十分気をつけて もらいたいと、そのように意見だけ申しあげておきます。以上です。
- ○議長(嶋田善行君) 答弁はよろしいですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) これをもって質疑を終結いたします。

報告第8号 議会の委任による町長専決処分の報告について(平成24年度斑鳩町一般会 計補正予算(第3号)について)を終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

明12月4日から5日までは休会、6日は午前9時から一般質問を予定しておりますので、 定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

どうもありがとうございました。

(午前11時03分 散会)